

# ポケット六法 令和三年版

## 有効な改正前規定

### 「有効な改正前規定」について

ポケット六法は、基準日（令和二年九月一日）までに公布された法令による改正を織り込み刊行しています。しかし、その法令がすぐに施行されず、施行の日が六法の刊行日よりずっと先になることがあります。効力をもっているのは改正を織り込む前の条文ですが、ポケット六法に掲載しているのは改正を織り込んだ条文であるため、書籍の六法では、実際に効力をもっている条文を調べることができなくなってしまうのです。

そこで、効力をもつ改正前の条文で、令和三年四月二日から令和四年三月三十一日までには施行されるものを「有効な改正前規定」として公開します。なお、令和四年四月一日以降に施行されるものについては、ポケット六法本体に小さな文字で改正規定などを掲載しています。

本欄では、令和二年二月一日現在での「有効な改正前規定」を掲載しています。施行の日が未確定なものは「令和三・六・二三までに施行」などと表記していますが、施行期日を定める法令により施行の日が確定し、改正法令が施行されると、ポケット六法に掲載している条文が効力をもつこととなります。

令和二年二月一日

有斐閣六法編集室

### 凡例

（内容現在 令和二年二月一日）  
 〈掲載内容〉ポケット六法令和三年版の掲載法令中、施行期日の到来していない改正前の規定を掲載した。  
 〈施行期日の範囲〉令和三年四月二日から令和四年三月三十一日まで（令和四年四月一日以降のものはポケット六法に注記を加えて掲載した。）  
 〈掲載の原則〉該当する条文を条ごとに掲載した。ただしポケット六法と同一の部分については（略）などと表記して、項及び号の範囲で省略している。

（改正法一覽）各掲載法令の題名の次に、対象となる改正法令の法令名と公布日・施行期日を掲げた。なお、施行期日は別の法令により定められる場合がある。施行期日が「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」などと定められている場合には、具体的な日付に置き換えて表記した。

（施行日決定一覽）ポケット六法基準日（令和二年九月一日）から同年二月一日までに公布された施行期日を定める法令による施行期日を一覽で掲げた。

### 施行日決定一覽

法 名	施行期日	施行期日を定めた法令
平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三・法一八）附則第一条但書	令和二・九・一六	令和二・九・二一政二七四
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（令和一・法四五）附則第一条本文	令和二・二・二五	令和二・九・二二政二五九
会社法の一部を改正する法律（令和二・法七〇）附則第一条本文	令和二・三・一	令和二・一・二〇政三五
会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和一・法七）附則第 一条本文及び第 二号	附則第 一条本文につき令和二・三・三、同条第 二号につき令和二・二・二五	令和二・一・二〇政三五及び政三六
道路交通法の一部を改正する法律（令和二・法四二）附則第一条第 号	令和二・二・一	令和二・一・二一政三三
都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二・法四三）附則第一条本文及び但書	附則第 一条本文につき令和二・九・七、同条但書につき令和四・四・一	令和二・九・四政六六七、令和二・一・二七政三六



④ 略

⑤ 包括信用購入あつせん業者は、商品、指定権利又は役務に係る第二項第一号に規定する包括信用購入あつせんに係る弁済金の支払を請求するときは、あらかじめ、経済産業省令で定めることにより、次の事項を記載した書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

一、二 略

新④ 改正後の④

④ 略

⑤ 包括信用購入あつせん関係役務提供者又は包括信用購入あつせん関係役務提供者は、前項に規定する契約の締結時において購入者又は役務の提供を受ける者から同項各号の事項を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、経済産業省令で定めることにより、当該書面を交付しなければならない。(改正後の⑤)

**（書面の交付等）**

第三〇条の三 ① 包括信用購入あつせん業者は、包括信用購入あつせんに係る購入又は受領の方法により購入される商品又は指定権利の代受は受領する役務の対価に相当する額の受領に係る契約（以下、包括信用購入あつせん関係受領契約という。）であつて第二項第一号に規定する包括信用購入あつせんに係るものを締結したときは、遅滞なく、経済産業省令で定めることにより、当該契約に関する次の事項を記載した書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

一、三 略

② 包括信用購入あつせん業者は、包括信用購入あつせん関係受領契約であつて第二項第一号に規定する包括信用購入あつせんに係るものを締結したときは、遅滞なく、経済産業省令で定めることにより、当該契約に関する次の事項を記載した書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

一、三 略

**（包括信用購入あつせん業者の範囲）**

第三〇条の四 ① 包括信用購入あつせん業者は、包括信用購入あつせんに係る関係受領契約であつて次の号に掲げる包括信用購入あつせんに係るものについて当該各号に定める支払分又は弁済金の支払の義務が履行されない場合において、二十日以上その相当な期間を定め、その支払を書面によって催告し、その期間内にその義務が履行されないときでは、支払分又は弁済金の支払の義務が履行されないときでは、支払分又は弁済金の支払の義務を解除し、又は支払時期の到来しない支払分若しくは弁済金の支払を請求することができる。

一、二 略

② 略

**（契約の解除等の制限）**

第三〇条の五 ① 包括信用購入あつせん業者は、包括信用購入あつせんに係る関係受領契約であつて次の号に掲げる包括信用購入あつせんに係るものについて当該各号に定める支払分又は弁済金の支払の義務が履行されない場合において、二十日以上その相当な期間を定め、その支払を書面によって催告し、その期間内にその義務が履行されないときでは、支払分又は弁済金の支払の義務を解除し、又は支払時期の到来しない支払分若しくは弁済金の支払を請求することができる。

一、二 略

② 略

**（支払分又は弁済金の支払）**

第三〇条の六 ① 包括信用購入あつせん業者は、包括信用購入あつせんに係る関係受領契約であつて次の号に掲げる包括信用購入あつせんに係るものについて当該各号に定める支払分又は弁済金の支払の義務が履行されない場合において、二十日以上その相当な期間を定め、その支払を書面によって催告し、その期間内にその義務が履行されないときでは、支払分又は弁済金の支払の義務を解除し、又は支払時期の到来しない支払分若しくは弁済金の支払を請求することができる。

一、二 略

② 略

**（支払分又は弁済金の支払）**

第三〇条の七 ① 包括信用購入あつせん業者は、包括信用購入あつせんに係る関係受領契約であつて次の号に掲げる包括信用購入あつせんに係るものについて当該各号に定める支払分又は弁済金の支払の義務が履行されない場合において、二十日以上その相当な期間を定め、その支払を書面によって催告し、その期間内にその義務が履行されないときでは、支払分又は弁済金の支払の義務を解除し、又は支払時期の到来しない支払分若しくは弁済金の支払を請求することができる。

一、二 略

② 略

② 略

③ 略

④ 略

⑤ 略

⑥ 略

⑦ 略

⑧ 略

⑨ 略

⑩ 略

⑪ 略

⑫ 略

⑬ 略

⑭ 略

⑮ 略

⑯ 略

⑰ 略

⑱ 略

⑲ 略

⑳ 略

㉑ 略

㉒ 略

㉓ 略

㉔ 略

㉕ 略

㉖ 略

㉗ 略

㉘ 略

㉙ 略

㉚ 略

㉛ 略

㉜ 略

㉝ 略

㉞ 略

㉟ 略

㊱ 略

㊲ 略

㊳ 略

㊴ 略

㊵ 略

㊶ 略

㊷ 略

㊸ 略

㊹ 略

㊺ 略

㊻ 略

㊼ 略

㊽ 略

㊾ 略

㊿ 略

**（運用規定）**

第三〇条の八 ① 第四條の二の規定は、包括信用購入あつせん業者に準用する。この場合において、同条第三項第二号若しくは第三項又は第三十條の二の第三項から第三項までと読み替えるものとする。

第三〇条の九 ① 第三〇条の五の四・第三〇条の五の五（改正により追加）

第三〇条の十 ① 第三〇条の五の四・第三〇条の五の五（改正により追加）

第三〇条の十一 ① 第三〇条の五の四・第三〇条の五の五（改正により追加）

第三〇条の十二 ① 第三〇条の五の四・第三〇条の五の五（改正により追加）

第三〇条の十三 ① 第三〇条の五の四・第三〇条の五の五（改正により追加）

第三〇条の十四 ① 第三〇条の五の四・第三〇条の五の五（改正により追加）

第三〇条の十五 ① 第三〇条の五の四・第三〇条の五の五（改正により追加）

第三〇条の十六 ① 第三〇条の五の四・第三〇条の五の五（改正により追加）

第三〇条の十七 ① 第三〇条の五の四・第三〇条の五の五（改正により追加）

第三〇条の十八 ① 第三〇条の五の四・第三〇条の五の五（改正により追加）

第三〇条の十九 ① 第三〇条の五の四・第三〇条の五の五（改正により追加）

第三〇条の二十 ① 第三〇条の五の四・第三〇条の五の五（改正により追加）

第三〇条の二十一 ① 第三〇条の五の四・第三〇条の五の五（改正により追加）

第三〇条の二十二 ① 第三〇条の五の四・第三〇条の五の五（改正により追加）

第三〇条の二十三 ① 第三〇条の五の四・第三〇条の五の五（改正により追加）

第三〇条の二十四 ① 第三〇条の五の四・第三〇条の五の五（改正により追加）

第三〇条の二十五 ① 第三〇条の五の四・第三〇条の五の五（改正により追加）

第三〇条の二十六 ① 第三〇条の五の四・第三〇条の五の五（改正により追加）

第三〇条の二十七 ① 第三〇条の五の四・第三〇条の五の五（改正により追加）

第三〇条の二十八 ① 第三〇条の五の四・第三〇条の五の五（改正により追加）

第三〇条の二十九 ① 第三〇条の五の四・第三〇条の五の五（改正により追加）

第三〇条の三十 ① 第三〇条の五の四・第三〇条の五の五（改正により追加）

第三〇条の三十一 ① 第三〇条の五の四・第三〇条の五の五（改正により追加）

第三〇条の三十二 ① 第三〇条の五の四・第三〇条の五の五（改正により追加）

第三〇条の三十三 ① 第三〇条の五の四・第三〇条の五の五（改正により追加）

第三〇条の三十四 ① 第三〇条の五の四・第三〇条の五の五（改正により追加）

第三〇条の三十五 ① 第三〇条の五の四・第三〇条の五の五（改正により追加）

第三〇条の三十六 ① 第三〇条の五の四・第三〇条の五の五（改正により追加）

第三〇条の三十七 ① 第三〇条の五の四・第三〇条の五の五（改正により追加）

第三〇条の三十八 ① 第三〇条の五の四・第三〇条の五の五（改正により追加）

第三〇条の三十九 ① 第三〇条の五の四・第三〇条の五の五（改正により追加）

第三〇条の四十 ① 第三〇条の五の四・第三〇条の五の五（改正により追加）

第三〇条の四十一 ① 第三〇条の五の四・第三〇条の五の五（改正により追加）

第三〇条の四十二 ① 第三〇条の五の四・第三〇条の五の五（改正により追加）

第三〇条の四十三 ① 第三〇条の五の四・第三〇条の五の五（改正により追加）

第三〇条の四十四 ① 第三〇条の五の四・第三〇条の五の五（改正により追加）

第三〇条の四十五 ① 第三〇条の五の四・第三〇条の五の五（改正により追加）

第三〇条の四十六 ① 第三〇条の五の四・第三〇条の五の五（改正により追加）

第三〇条の四十七 ① 第三〇条の五の四・第三〇条の五の五（改正により追加）

第三〇条の四十八 ① 第三〇条の五の四・第三〇条の五の五（改正により追加）

第三〇条の四十九 ① 第三〇条の五の四・第三〇条の五の五（改正により追加）

第三〇条の五十 ① 第三〇条の五の四・第三〇条の五の五（改正により追加）

**（改善命令）**

第三〇条の十七 ① 経済産業大臣は、クレジットカード等購入あつせん業者又は立替払取次業者が講ずる前条第一項又は第三項に規定する措置がそれぞれ同条第一項又は第三項に規定する基準に適合していないと認めるときは、その必要の限度において当該クレジットカード等購入あつせん業者又は当該立替払取次業者に対し、当該措置に係る業務の方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第三〇条の十八 ① 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、調賦売業者、ローン提携販売業者、包括信用購入あつせん業者、個別信用購入あつせん業者、クレジットカード等購入あつせん業者（包括信用購入あつせん業者を除く）、立替払取次業者又はクレジットカード番号等取扱契約締結事業者（以下この章において「調賦販売業者等」と総称する）が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件に該当すると認められるものを、その申請により、次項に規定する業務（以下「認定業務」という。）を行う者と認定することができる。

一、四 略

② 略

**（認定調賦販売協会の認定及び業務）**

第三〇条の十九 ① 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、調賦売業者、ローン提携販売業者、包括信用購入あつせん業者、個別信用購入あつせん業者、クレジットカード等購入あつせん業者（包括信用購入あつせん業者を除く）、立替払取次業者又はクレジットカード番号等取扱契約締結事業者（以下この章において「調賦販売業者等」と総称する）が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件に該当すると認められるものを、その申請により、次項に規定する業務（以下「認定業務」という。）を行う者と認定することができる。

一、四 略

② 略

**（クレジットカード番号等の適切な管理）**

第三〇条の二十 ① 包括信用購入あつせん業者は、包括信用購入あつせんに係る関係受領契約であつて次の号に掲げる包括信用購入あつせんに係るものについて当該各号に定める支払分又は弁済金の支払の義務が履行されない場合において、二十日以上その相当な期間を定め、その支払を書面によって催告し、その期間内にその義務が履行されないときでは、支払分又は弁済金の支払の義務を解除し、又は支払時期の到来しない支払分若しくは弁済金の支払を請求することができる。

一、二 略

② 略

**（支払分又は弁済金の支払）**

第三〇条の二十一 ① 包括信用購入あつせん業者は、包括信用購入あつせんに係る関係受領契約であつて次の号に掲げる包括信用購入あつせんに係るものについて当該各号に定める支払分又は弁済金の支払の義務が履行されない場合において、二十日以上その相当な期間を定め、その支払を書面によって催告し、その期間内にその義務が履行されないときでは、支払分又は弁済金の支払の義務を解除し、又は支払時期の到来しない支払分若しくは弁済金の支払を請求することができる。

一、二 略

② 略

**（支払分又は弁済金の支払）**

第三〇条の二十二 ① 包括信用購入あつせん業者は、包括信用購入あつせんに係る関係受領契約であつて次の号に掲げる包括信用購入あつせんに係るものについて当該各号に定める支払分又は弁済金の支払の義務が履行されない場合において、二十日以上その相当な期間を定め、その支払を書面によって催告し、その期間内にその義務が履行されないときでは、支払分又は弁済金の支払の義務を解除し、又は支払時期の到来しない支払分若しくは弁済金の支払を請求することができる。

一、二 略

② 略





有効な改正前規定（金融商品品の販売等に関する法律）

拠金その他の保証金の金額を上回るものとする。ただし、当該金融商品の販売について、前項第六号の事由により損失が生ずることとなるおそれがある旨において、当該損失が当該金融商品の販売が行われることにより顧客が負担すべき委託拠金その他の保証金の金額を上回るものとするおそれがある。

⑤ 前項第三号に準ずるものとして、政令で定めるものとして、第一項第一号、第二号、第三号、第四号、第五号ハ及び第六号ハに規定する、金融商品の販売に係る取引の仕組みとは、次に掲げるものをいう。

- 一 前条第一項第一号及び第七号に掲げる行為が行われることについては、これらの規定に規定する契約の内容。
- 二 前条第一項第五号に掲げる行為については、当該規定に規定する金融商品取引法第一案第一項に規定する有価証券に表示される権利又は同条第二項に規定する有価証券とみなされる権利。同項第一号及び第二号に掲げる権利を除く。この内容及び当該行為が行われることにより顧客が負うこととなる義務の内容。
- 三 前条第一項第六号に掲げる行為。同号イに係るものに限り、当該規定に規定する権利の内容及び当該行為が行われることにより顧客が負うこととなる義務の内容。
- 四 前条第一項第六号に掲げる行為。同号ロに係るものに限り、当該規定に規定する債権の内容及び当該行為が行われることにより顧客が負担することとなる債務の内容。

五 前条第一項第六号に掲げる行為。同号ニに係るものに限り、当該規定に規定する暗号資産に表示される権利（当該権利が存在しないときは、その旨及び当該行為が行われることにより顧客が負うこととなる義務の内容）。

六 前条第一項第八号から第十号までに掲げる行為であって、これらの規定に規定する取引の仕組みであつては、政令で定める事項。

⑥ 第一項の規定により顧客に対して説明をしなければならない場合において、いずれかの金融商品販売業者等が当該重要事項について説明したときは、他の金融商品販売業者等は、同項の規定にかかわらず、当該重要事項について説明をすることを要しない。ただし、当該他の金融商品販売業者等が政令で定める場合は、この限りでない。

⑦ 第一項の規定は、次に掲げる場合は、適用及び経略を有する者として政令で定める者（第九案第一項において、特定顧客という）である場合。

一 第八項第一号に規定する商品連市場リサーチ取引及びその取次のいずれでもない場合において、重要事項について説明を要しない旨、顧客の意思の表明があつたとき。

二 第八項第一号に規定する商品連市場リサーチ取引及びその取次のいずれでもない場合において、重要事項について説明を要しない旨、顧客の意思の表明があつたとき。

⑧ 説明を要しない旨、顧客の意思の表明があつたとき。

第四案 金融商品販売業者等は、金融商品の販売等を行うおとときは、当該金融商品の販売等に係る金融商品の販売が行われるまでの間に、顧客に対し、当該金融商品の販売に係る事項について、不確実な事項として、断定的判断を提供し、又は確実であるとして、断定的判断を提供する行為として、断定的判断の提供等を行つたことを行つてはならない。

（金融商品販売業者等損害賠償責任）

第五案 金融商品販売業者等は、顧客に対する第三案の規定により重要事項について説明しなかつたとき、又は前案の規定に違反して断定的判断の提供等を行つたときは、これによつて生じた当該顧客の損害を賠償する責めに任ずる。

第六案 顧客が前条の規定により損害の賠償を請求する場合には、元本欠損額は、金融商品販売業者等が重要事項について説明をなかつたこと又は断定的判断の提供等を行つたことによつて当該顧客に生じた損害の額と推定する。

② 前項の「元本欠損額」とは、当該金融商品の販売が行われたことにより顧客が支払つた金銭及び金取戻し金銭の合計額（当該金融商品の販売が行われたことにより当該顧客の誤謬した金銭相当物として認められた金銭相当物がある場合にあつては、当該合計額にこれらの金銭相当物の市場価値（市場価値がないときは、処分推定価額）の合計額を加えた額）から、当該金融商品の販売により当該顧客が取得した金銭以外の財産を取得する額と、当該顧客の定めるところにより金銭又は金銭以外の財産を取得することとなる者があつたとき、当該者を含み、以下この項において「顧客等」という。）の取得した金銭及び取得すべき金銭の合計額（当該金融商品の販売により当該顧客等の取得した金銭以外の財産は取得すべき金銭以外の財産がある場合にあつては、当該合計額にこれらの金銭以外の財産を加えた額（市場価値がないときは、処分推定価額）の合計額を加えた額）と当該金融商品の販売により当該顧客等の取得した金銭以外の財産であつて当該顧客等が売却その他の処分をしたもの、処分価額の合計額とを合算した額を控除した額をいう。

（民法の適用）

第七案 重要事項について説明をなかつたこと又は断定的判断の提供等を行つたことによる金融商品販売業者等の損害賠償の責任については、この法律の規定によるほか、民法（明治二十九年法律八十九号）の規定による。

（勧誘の適正の確保）

第八案 金融商品販売業者等は、業として行う金融商品の販売等に係る勧誘をするに際し、その適正の確保に努めなければならない。

（勧誘方針の策定等）

第九案 金融商品販売業者等は、業として行う金融商品の販売等に係る勧誘をしようとするときは、あらかじめ、当該勧誘に

関する方針（以下「勧誘方針」という。）を定めなければならない。ただし、当該金融商品販売業者等が、国、地方公共団体その他の勧誘の適正を欠くおそれがないと認められる者として、政令で定める場合又は特定顧客のみを顧客とする金融商品販売業者等である場合は、この限りでない。

③ 勧誘方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 勧誘の対象となる契約の締結、経緯、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る要約を締結する目的に照らし、配当金、配当金の方法及び時間帯に関し、勧誘の対象となる者に対し配慮すべき事項。

二 勧誘の方法及び時間帯に関し、勧誘の対象となる者に対し配慮すべき事項。

三 前二号に掲げるもののほか、勧誘の適正の確保に関する事項。

④ 金融商品販売業者等は、第一項の規定より勧誘方針を定めるときは、政令で定める方法により、速やかにこれを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（過料）

第十案 前条第一項の規定に違反して勧誘方針を定め、又は同条第三項の規定に違反してこれを公表しなかつた金融商品販売業者等は、五十万円以下の過料に処する。

（施行期日等）

① この法律は、平成十三年四月一日から施行し、この法律の施行後に金融商品販売業者等が業として行つた金融商品の販売等について適用する。

② この法律の施行後に業として行われた金融商品の販売等について、顧客に対し、この法律の施行前に重要事項に相する事項について説明が行われているときは、金融商品販売業者等は、当該金融商品の販売等に係る重要事項について説明を行つたものとみなす。

（政令への委任）

③ 前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。